

随意契約理由書

1 業務名	平成 28 年度阪神高速道路の将来交通量推計手法に関する検討業務
2 業者名	一般社団法人システム科学研究所
3 随意契約理由	<p>本業務は、平成 16 年度より継続的に実施している同種業務（以下、「過去業務」という）に引き続き、阪神高速道路の利用者均衡配分による将来交通量推計手法向上に関する各種検討を行うものである。過去業務を遂行する際に作成された配分計算プログラムは、阪神高速道路のネットワークに適合するよう改良が重ねられており、本業務を進めるためには同プログラム（以下、「阪高用配分プログラム」という）を使用、改良することが必要不可欠である。</p> <p>一方、一般社団法人システム科学研究所は、平成 16 年度から継続して過去業務を受注しており、その遂行過程で作成された阪高用配分プログラムは同研究所に著作権があることから、同プログラムを改良することができる唯一の者である。以上より、同研究所は本業務遂行に必要な要件を唯一具備する者であると認められる。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定により随意契約とする。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。	